

一般社団法人らふ 会員規定

第1章 総則

(目的)

第1条

この規定は、一般社団法人らふ（以下、らふと言う）定款第2章に規定する会員について必要な事項を定める。

(会員の権利)

第2条

会員は、次のサービスを受けることができる。

- (1) 患者や家族が、治療生活やこれからの生活に必要とされる資料や情報の提供
- (2) 会員限定の相談会、茶話会、交流会、勉強会への参加
- (3) らふが発行するメールマガジンの配信
- (4) らふが主催する市民講座、セミナー、講習会等各種行事への優先的参加
- (5) らふが発行する機関紙の配布

(会員の義務)

第3条

会員は、定款第9条の規定による本会員規定第4条の入会金並びに会費等を納入しなければならない。

2. 会員は、この規定のほか、法令、定款、会員倫理規定及び理事会の定めるその他の規定・細則等を順守しなければならない。
3. 会員は、住所等登録内容に変更が生じた場合は、すみやかにらふへ届け出なければならない。

(入会金と会費等)

第4条

会員は、その種別に従い、次の入会金及び会費等を納入しなければならない。

- (1) 正会員（理事会で承認された議決権を持つ個人、法人） 入会金 100,000 円 年会費 30,000 円
 - (2) 一般会員
 - ・らら会員（患者、家族、個人） 年会費のみ 3,000 円
 - ・ふふ会員（らふの活動趣旨に賛同し、法人を円滑に継続運営するために、それぞれの役割を理解し、法人と共に活動する体験者、家族、専門職、個人で構成される。） 年会費のみ 6,000 円
 - ・法人パートナー会員（らふの活動趣旨に賛同し、当会員の声を事業に活かし、商品の研究や社会貢献したい法人） 年会費のみ 100,000 円
 - (3) 賛助会員
 - ・個人賛助会員（らふの活動趣旨に賛同し、支援くださる個人） 年会費のみ 5,000 円/1 口
 - ・法人賛助会員（らふの活動趣旨に賛同し、支援くださる法人） 年会費のみ 10,000 円/1 口
 - ・法人賛助特別会員（らふの活動趣旨に賛同し、支援くださる法人） 年会費のみ 100,000 円/1 口
2. 年会費の計算期間は毎年 5 月 1 日から 1 年間とし、毎年 1 年分を先払いするものとする。ただし、入会初年度については、5 月 1 日～翌 2 月末日までの入会の場合は同額とし、3 月 1 日～4 月 30 日までの入会の場合は、年会費は翌年度分からとする。賛助会員については、同額とする。
3. 特別の費用を必要とし、理事会の議決により臨時会費を徴収することが決定された場合には、会員は臨時会費を納入しなければならない。

【正会員】 入会金 100,000 円 年会費 30,000 円

【一般会員】

| | 入会金 | 年会費 |
|-----------|-----|-----------|
| らら会員 | — | 3,000 円 |
| ふふ会員 | — | 6,000 円 |
| 法人パートナー会員 | — | 100,000 円 |

【賛助会員】

| | | 年会費 |
|----------|-----|-----------|
| 個人賛助会員 | 1 口 | 5,000 円 |
| 法人賛助会員 | 1 口 | 10,000 円 |
| 法人賛助特別会員 | 1 口 | 100,000 円 |

(会員への告知)

第 5 条

らふの会員への告知は、原則としてらふが発行する機関誌にて行うものとする。

第2章 一般会員

(定義)

第 6 条

会員は、らふ定款に定められた目的と事業内容を認識し、らふ運営の基盤を支えると共に、病気になっても、介護が必要になっても、それぞれの立場で「自分らしく生きる」ことを考え、そのために必要な情報を得、学び、語り、集うことにより、日本の医療保険制度や介護保険制度、情報提供のあり方を社会に投げかけ、社会全体にとって「生きるために困らない地域づくり」に寄与する事業の推進者又はその理解者である。また法人パートナー会員においては、理事会が認めた者とする。

(会員種別の変更)

第 7 条

一般会員は、らふが定める所定の手続きを経て他の会員種別への変更を行うことができる。

第3章 法人賛助会員

(定義)

第 8 条

法人賛助会員、法人賛助特別会員は、らふの目的に賛同した企業及び団体で理事会が認めた者とする。

(法人賛助会員資格の喪失)

第 9 条

法人賛助会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 定款第 12 条の規定に該当したとき。
- (2) 本規定第 3 条 2 号に違反したとき。

第4章 補足

(規定の変更)

第 10 条

この規定は、理事会の議決によって変更することができる。変更後の規定は第 5 条の規定により、会員へ告知する。

附則

この規定は、平成 27 年 5 月 15 日から実施する。

会員規定変更 平成 29 年 5 月 18 日 会員規定第 1 章第 4 条(1)(2)(3)(4)(5)、2 を変更
会員規定第 3 章第 8 条を変更
令和 4 年 12 月 9 日 会員規定第 1 章第 4 条(2)(3)、3 を変更
会員規定第 2 章第 6 条、第 3 章第 8 条を変更